

平成 2 7 年 1 2 月 亀 岡 市 議 会 定 例 会

条 例 一 部 改 正 資 料

(新 旧 対 照 表)

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
第8条から第17条まで 削除	<u>（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u> 第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月（やむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付又は納入させるものとする。 2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

(6) 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足り

る書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに
同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間
が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245
号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書
類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事
項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事
情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項
第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事
項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、
納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入する
ことができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に
掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

第10条 削除

(職権による換価の猶予の手續等)

第11条 第8条第1項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。この場合において、第8条第1項中「金額」とあるのは、「金額（その納付又は納入を困難とする金額として法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項の政令で定める額を限度とする。）」と読み替えるものとする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 第8条第1項の規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。この場合において、第8条第1項中「金額」とあるのは、「金額（その納付又は納入を困難とする金額として法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項の政令で定める額を限度とする。）」と読み替えるものとする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(公示送達)

第18条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、市役所の掲示場に掲示して行うものとする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

(1)～(5) (略)

2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が百万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第14条から第17条まで 削除

(公示送達)

第18条 法 第20条の2の規定による公示送達は、市役所の掲示場に掲示して行うものとする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

(1)～(5) (略)

2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で令

という。) 第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業
所とする。
3 (略)

_____ 第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業
所とする。
3 (略)

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） （略） （3） 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名（法人にあつては、<u>事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）</u>）並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 （4） 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名（法人にあつては、<u>事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号</u>）並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。 （市民税の申告） 第35条の3 （略） 2～7 （略） 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、<u>法人番号</u> _____、当該該当することとなった日その他	（定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） （略） （3） 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名<u>又は名称</u> _____並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 （4） 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名_____並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。 （市民税の申告） 第35条の3 （略） 2～7 （略） 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税において同じ。）</u>、当該該当することとなった日その他

必要な事項を申告させることができる。

（施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）

第59条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号_____

_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) （略）

2 （略）

（軽自動車税の減免）

第84条 （略）

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。_____次条において同じ。）又は法人番号_____

_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

必要な事項を申告させることができる。

（施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）

第59条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）

_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) （略）

2 （略）

（軽自動車税の減免）

第84条 （略）

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）

_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第115条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号_____

_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第123条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。_____

_____）又は法人番号_____（個人番号又は法人

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第115条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者

にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第123条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人

番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の
所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の
所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。 第2条中「当該各号の」を「当該各号に」に改め、同条第3号_____ _____ 中「市が」を「、市が」に、「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))」に改め、同条第4号中「市が」を「、市が」に改め、「氏名」の次に「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」を加える。 (略) 第35条の3第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号_____ _____ _____」を加える。 (略) 第59条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号_____ _____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。 (略) 第84条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定	第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。 第2条中「当該各号の」を「当該各号に」に改め、同条第3号及び第4号中「市が」を「、市が」に改め _____ _____ _____ _____ _____ _____る。 (略) 第35条の3第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））」を加える。 (略) 第59条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。 (略) 第84条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。_____次条において同じ。）又は法人番号_____

_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

（略）

第115条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号_____

_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第123条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。_____）又は法人番号_____

_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

（略）

附 則

（施行期日）

第1条 （略）

（1）・（2） （略）

（3） 第1条中亀岡市税条例第2条第3号及び第4号、第35条の3第8項、第51条第2項各号、第59条の2第1項第1号、第59条の3第1項第1号及び第2項第1号、第68条第2項第1号、第84条第2項第2号、第

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

（略）

第115条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第123条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

（略）

附 則

（施行期日）

第1条 （略）

（1）・（2） （略）

（3） 第1条中亀岡市税条例_____第35条の3第8項、第51条第2項各号、第59条の2第1項第1号、第59条の3第1項第1号及び第2項第1号、第68条第2項第1号、第84条第2項第2号、第

84条の2第2項第1号、第115条の3第2項第1号並びに第123条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第5項、第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

84条の2第2項第1号、第115条の3第2項第1号並びに第123条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第5項、第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第34号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 （対象児童に関する経過措置） 2 第3条に定める亀岡市立小学校に在学する児童については、この条例の施行の日から当分<u> </u>の間、亀岡市立小学校に在学する第1学年から第4学年までの児童とし、第4学年の児童については、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみの入会とする。 <新規>	附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 （対象児童に関する経過措置） 2 第3条に定める亀岡市立小学校に在学する児童については、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間、亀岡市立小学校に在学する第1学年から第4学年までの児童とし、第4学年の児童については、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみの入会とする。 <u>3 第3条に定める亀岡市立小学校に在学する児童については、平成28年4月1日から当分の間、亀岡市立小学校に在学する第1学年から第5学年までの児童とし、第4学年及び第5学年の児童については、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみの入会とする。</u>

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（公園施設の設置基準の特別の場合） 第3条の4 前条ただし書の特別の場合は、次に掲げる場合とする。 （1） 令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10_____を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	（公園施設の設置基準の特別の場合） 第3条の4 前条ただし書の特別の場合は、次に掲げる場合とする。 （1） 令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10（<u>京都・亀岡保津川公園にあつては100分の15</u>）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例（昭和55年亀岡市条例第9号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（経営の基本） 第2条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 排水区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）の規定に基づき、認可を得た区域とする。 3 排水人口は、汚水<u>76,900人</u>とする。 4 排水面積は、汚水<u>1,439ヘクタール</u>、雨水342ヘクタールとする。 5 排除方式は、分流式とする。	（経営の基本） 第2条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 排水区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）の規定に基づき、認可を得た区域とする。 3 排水人口は、汚水<u>74,300人</u>とする。 4 排水面積は、汚水<u>1,454ヘクタール</u>、雨水342ヘクタールとする。 5 排除方式は、分流式とする。